

第 2 章

輸出振興政策

はじめに

インドネシアの輸出構造は1980年代の後半、石油・ガス主導型から非石油・ガス産品主導型へ、そして、非石油・ガス産品輸出自体も一次産品主体から工業製品主体へ、ともに劇的な転換を遂げた。

この二つの劇的転換はいずれも主として、その他工業製品（ゴム加工品を除く工業製品、と定義）輸出が、1970年代初頭以来一貫して増勢を続け、88/89年度までの平均増加率が27%で他品目群をはるかに上回る実績を挙げた結果である。69/70年度には非石油・ガス産品輸出の17%を占めるにすぎなかったその他工業製品輸出は88/89年度には非石油・ガス産品輸出の71%を占めるまでに増大した（表2-1）。これに対して、石油・ガス輸出は、70年代を通じて増加しつづけ、81/82年度に頂点に達した後、まもなく価格暴落で輸出額激減、その後、やや回復して横這い、という経過をたどり、69/70年度以来の平均増加率は17%にとどまった。一方、その他工業製品以外の非石油・ガス産品輸出では、農林畜水産物およびゴム加工品輸出は低迷する年が多く、69/70年度以来の平均増加率はそれぞれ13%、9%にとどまったが、とりわけ80年代に入ってから両品目群とも低調に推移した。鉱産物（石油・ガスを除く）の輸出増加率は14%でこれらを若干上回ったものの、そ

表2-1 非石油・ガス産品品目群別輸出構成比および増加率 (%)

	非石油・ ガス産品 輸出総額 (100万ドル)	非石油 ・ガス 産品輸 出総額 増加率	非石油・ガス産品輸出の 品目群別輸出額構成比				品目群別輸出増加率			
			工業製 品(除 ゴム加 工品)	ゴム加 工品	農林畜 水産品	鉱産品	工業製 品(除 ゴム加 工品)	ゴム加 工品	農林畜 水産品	鉱産品
1969/70	531.7		17.4	41.1	35.2	6.2				
1970/71	722.1	35.8	17.8	32.4	41.9	7.7	38.9	7.0	62.0	69.9
1971/72	776.6	7.5	15.3	26.0	52.3	6.4	▲7.4	▲13.8	34.1	▲11.4
1972/73	1,048.9	35.1	18.0	21.5	55.0	5.3	59.0	11.7	42.0	12.9
1973/74	1,755.3	67.3	18.0	22.4	53.2	6.1	66.8	74.5	62.0	90.0
1974/75	2,080.7	18.5	20.8	20.4	48.8	9.7	37.4	8.1	8.8	89.5
1975/76	1,848.7	▲12.8	44.1	2.1	46.0	6.6	85.2	▲90.9	▲16.4	▲39.2
1976/77	2,876.0	58.5	28.8	19.1	47.2	4.7	3.4	1,314.4	60.0	11.2
1977/78	3,792.2	31.9	24.1	14.9	56.5	4.0	10.1	3.3	57.9	12.4
1978/79	3,921.3	3.4	26.9	18.5	51.6	2.5	15.4	27.9	▲5.7	▲35.2
1979/80	5,883.2	50.0	28.3	15.9	52.6	2.6	58.2	29.0	52.9	54.6
1980/81	5,818.6	▲1.1	30.8	19.0	45.1	4.2	7.7	18.0	▲15.2	60.6
1981/82	4,282.1	▲26.4	43.2	17.0	33.8	4.8	3.0	▲34.0	▲44.8	▲16.6
1982/83	3,963.0	▲7.5	46.7	14.5	32.6	4.3	0.1	▲20.8	▲10.9	▲17.0
1983/84	5,409.7	36.5	47.1	16.3	27.8	3.2	37.5	53.5	16.3	0.1
1984/85	5,927.2	9.6	55.2	14.3	25.3	3.3	28.5	▲4.1	0.1	16.4
1985/86	6,050.4	2.1	60.8	11.2	24.5	3.3	12.4	▲20.1	▲1.4	0.8
1986/87	6,575.6	8.7	59.5	10.8	25.9	3.6	6.4	4.6	15.0	18.6
1987/88	9,414.2	43.2	68.1	10.9	17.9	3.0	64.0	44.2	▲0.9	18.2
1988/89	12,048.2	28.0	70.5	9.4	16.9	3.1	32.4	10.9	20.6	32.3
1969/70~88/89*		17.8					26.9	9.1	13.4	13.6

(注) *1969/70~88/89年度の平均年間増加率。

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991."

の他工業製品には遠く及ばなかった。

インドネシアにおいて非石油・ガス産品輸出振興の必要は早い時期から認識されてはいた。具体策として最初の重要なものは1972年の輸出振興庁(Badan Pengembangan Ekspor Nasional)の設置である。しかし、その成果は、とりわけ70年代、あまり華々しいものではなかった。次いで75年、インドネシア政府はDrawback Systemを導入する。この年、第1次石油危機後の世界不況で石油輸出が落ち込むなか、国营石油会社プルタミナは巨額化した対

外債務の返済資金繰りに行き詰まり、それを肩代わりしたインドネシア政府は国際収支危機に陥った。これを機に政府は国際収支・財政面で石油に過度に依存する経済構造の脆弱性から脱却すべく、非石油・ガス産品輸出振興策の具体化に乗り出したのである。加えて、70年代の石油製品国内消費急増ぶりが続けば90年代前半にインドネシアは石油輸出余力を失うとの予測結果が明らかになるに及んで、非石油・ガス産品輸出振興の重要性への認識はいつそう強まった。

1979年に第2次石油危機ブームが訪れると輸出振興政策努力は一時中断されるが、ブームが峠を越えた82年から輸出振興政策は本格化した。特に83年以降は、2度のルピア切下げで長期にわたったルピア割高評価を是正するとともに、非石油・ガス産品輸出促進政策を含む経済構造調整政策を相次いで打ち出し、上述のような大方の予想を上回る成果を収めたわけである。非石油・ガス産品輸出は87/88年度から石油・ガス輸出を上回るようになるが、この逆転は石油価格がまだきわめて低かった73年以来初めてのことであり、非石油・ガス産品輸出振興政策の成果の象徴となった。

1980年代の輸出構造変化は通貨調整、各種輸出振興政策および一連の構造調整政策によってもたらされたものであるが、その他工業製品（ゴム加工品を除く）をはじめとした各品目群の輸出増加率の経年変化の分析と輸出企業からの聞き取り調査とによれば、最も効果的であったのは、ルピア切下げ、および Drawback System、低利輸出金融、であったと考えられる。それゆえ、本章ではまず輸出環境に決定的な影響を与える為替レートの調整が実際にどのように行なわれてきたのかを概観し、その後に輸出振興政策・構造調整政策をレビューする。そして、最後に各種施策と輸出実績との関連を検討するとともに ASEAN 諸国・NIES 諸国との輸出振興策・輸出環境の比較を試みる。

I 為替レートの調整

1. インドネシアの為替レート調整

ルピア為替レートの大幅な調整は、1970年代に入って以降4回、71年8月22日、78年11月15日、83年3月30日、86年9月12日にいずれも対ドル・レート切下げの形で行なわれた(表2-2)。

為替レートの変動は一般に輸出の価格競争力に影響を与えるが、正確には為替レート自体の変化と各国インフレ率の相対的關係との組合せが価格競争力に影響を与えるのである。したがって、例えば、ルピア・米ドル間の為替レートの動向が実質的にインドネシアの輸出環境にどのように作用したかについては、各時点の名目為替レートからインドネシアとアメリカのインフレを調整して固定価格による為替レートを導き、その推移をみる必要がある。

表2-2は1971年のルピア切下げ直後を基準時点とした対米ドル・ルピアの時価表示為替レート(以後、名目為替レートと表示)と71年価格表示為替レート(同、実質為替レート)の時系列を示したものである。表によれば、73年から83年までの11年間、ルピアは基準時に比べて一貫して対ドル割高評価状態で推移し、84年以降は逆に割安に転じ、86年からは大幅な割安となり、以後、緩やかな切上り方向で推移している。

実質為替レートの推移と背景は次のようであった。ルピア切下げの翌年、1972年に干魃があり、これが元で物価が急上昇しはじめた。これはそのまま第1次石油危機後の輸入インフレにつながり、同時期のアメリカの物価上昇率をはるかに上回ることになった。しかし、政府は通貨切下げを避けたため、ルピアの対ドル実質為替レートは急速に上昇した。例えば75年には基準時に比して37%の割高評価になっており、インドネシアの輸出が現在のように非

表2-2 ルピアの対米ドル為替レート推移

(単位：ルピア/米ドル)

(各年末)	名目 為替レート	1971年固定 価格表示 為替レート	(各年末)	名目 為替レート	1971年固定 価格表示 為替レート
1970	381		1980	634	287
1971. 8.22	380	380	1981	643	287
8.23	415	415	1982	692	299
1972	414	437	1983. 3.30	702	287
1973	418	356	3.31	970	396
1974	422	284	1984	1,076	415
1975	422	260	1985	1,131	449
1976	421	236	1986. 9.12	1,134	409
1977	421	231	9.13	1,644	595
1978.11.15	417	212	1987	1,652	542
11.16	625	325	1988	1,729	539
1979	632	299			

(出所) 筆者調べ。

表2-3 インドネシアとアメリカの消費者物価指数推移

	インドネシア		アメリカ			インドネシア		アメリカ	
1971. 8	100.0	90.7	100.0	86.0	1981.12	163.9	533.8	140.1	225.7
1972.12	110.3	100.0	116.3	100.0	1982.12	179.5	584.6	148.6	239.4
1973.12	145.1	131.6	123.5	106.2	1983. 3	192.5	627.0	150.8	242.9
1974.12	203.8	184.8	137.0	117.8	1983. 3	100.0	—	100.0	—
1975.12	242.6	219.9	149.5	128.5	1984.12	112.3	704.1	106.1	257.7
1976.12	290.6	263.5	162.7	139.9	1985.12	117.6	737.4	110.0	267.2
1977.12	322.7	292.6	177.1	152.3	1986. 9	126.7	794.4	112.3	272.8
1978.11	359.3	325.7	187.4	161.1	1986. 9	100.0	—	100.0	—
1978.11	100.0	—	100.0	—	1987.12	112.5	893.7	101.9	278.0
1979.12	123.3	401.6	111.8	180.1	1988.12	121.5	965.2	104.5	285.1
1980.12	146.1	475.8	126.9	204.4					

(出所) IMF, "International Financial Statistics"より作成。

石油・ガス産品で3分の2を占めるような状況であれば維持し得ないような実質為替レートになっていた。

加えて、この年にはプラタミナ危機が原因で外貨準備は底をつく寸前にまで減少した。それでもこの時期に切下げを行なわずに凌いだのであるが、これは偏に産油国であったからである。実際には外国援助の大幅増額によって財政・国際収支共に救われたが、この増額も産油国ゆえに実現しやすかったといえる。反面では、このことは産油国であったために為替レートの調整が遅れたということの意味するわけで、ここにオランダ病的一端が垣間みえる。

結局、ルピア切下げは1978年にまで持ち越された。この年、おそらく、歳出の硬直化と歳入の伸び悩みが原因となって対米ドルで33%切り下げた。しかし、この切下げはすでに大幅になっていた割高評価解消にはほど遠かった。その後、政府はクローリング・ベッグに移行したが、実質為替レートは切上りがちであった。

切下げ後もなく第2次石油危機が起きたため、1979年から81年まで景気は一本調子で上り詰めた。しかし、82年からは世界経済は景気後退局面に入り、石油輸出価格は下がりはじめ、国際収支・財政はたちまち窮地に陥った。83年、ルピアは28%切り下げられた。この切下げでもルピアは基準年に比してまだいくぶんの割高評価にあったが、この後ルピアは年率5%程度でフロート・ダウンされていったため、割高評価は84年までに完全に是正された。

この積極的なフロート・ダウンの背景には、国際収支・財政上の困難に加えて、すでに非石油・ガス産品輸出振興に真剣に取り組むとの政策変更があったものとみられる。続く1986年の31%切下げはルピアをかつてないほどの割安評価の方向に導き、以後もフロート・ダウンは注意深く続行されている。

このルピア実質レートの推移は既存輸出品の価格競争力に直接影響を与えるとともに、中長期的には工業化の展開あるいは外国民間投資流入への影響を経て間接的にも輸出に影響を与える。既存輸出品への影響は、いうまでもなく、実質為替レートが切り上がっていた1983年までの時期は価格競争力を

弱め、84年からの時期は強めてきたのである。

興味深いのは工業化の展開との関係である。即ち、1960年代末からルピア割高評価が終わる83年までの期間はインドネシア工業化過程の輸入代替のみの時期にほぼ対応し、84年以降の割安評価の期間は工業部門が輸出余力を備えはじめて輸出工業化にも取り組む時期と重なる、とみられるのである。

例えば、1978年の切下げ幅は実質為替レートの既上昇分を相殺するには不十分で、工業製品への輸出ドライブもそう強いものではなかったと考えられるが、実際のところインドネシアの工業部門の多くの業種の製品は量・質的に輸出市場に進出する態勢は整っていなかった。対照的に、86年の切下げの後にははるかに多種の工業製品に輸出ドライブがかかって工業製品輸出額は急増した。

ルピアの割高評価の時期は、非石油・ガス産品輸出に不利であると同時に、より安価になった輸入品との競争にさらされる可能性は存在した。しかしながら、輸入品流入による打撃が大きいと考えられる業種はいずれも関税・非関税障壁によって保護されていたし、工業部門の大部分の業種は輸入代替過程にあったため、輸出市場での不利な影響もほとんど問題にならなかった。工業企業にとっては、むしろ、資本財・部品・原材料輸入が安くなるメリットがあった。結果として、この期間中の工業部門の成長率は平均年間12%に達し、オランダ病の核心である、国内産業の低投資・対外競争力の減退という問題はほとんど生じなかった。

1984年からのルピア割安評価の時期は、合板、繊維をはじめとした軽工業業種が量・質ともに輸出市場を窺う態勢を整えつつあった。さらに、86年からの一連の構造調整政策パッケージで輸出振興の制度面が改善され、加えて、再度のルピア切下げが行なわれたため、以後、非石油・ガス産品、とりわけ工業製品の輸出が爆発的に増加することになった。

以上から、期間中の為替レート調整の背後の考え方が次のようなものであったものと解釈できる。インドネシアは、アメリカとのインフレ格差から生じた実質レートの上昇・ルピアの割高評価を、しばらくは切下げを避け、

国際収支・財政上の危機に見舞われた際にルピアを大幅に切り下げる形で調整してきた。大幅な割高評価を長期間成行きに任せた1970年代については、国内の物価上昇抑制を非石油・ガス産品輸出競争力低下防止より優先した対応であったといえる。しかし、83年以降はその傾向は逆転し、特に87年以降は輸出の主役を非石油・ガス産品がとって代わっているため実質レートを常に維持するように名目為替調整をしてゆくことが不可欠となった。今後、頻繁な調整を避けるためには、物価安定が必要条件である。同時に、物価安定は輸出をはじめとした民間経済活動の阻害要因となっているインドネシアの高金利の克服にも欠かせない。

このように、インドネシアの為替レート調整は、石油収入の増減に翻弄されて推移してきたが、ルピアの対ドル購買力比の位置づけは、はからずもそれぞれの時期の工業化過程にプラスの影響を与えてきたものと考えられる。

このような通貨調整政策の輸出への影響は次のようにまとめられる。1986年まで続いたこの実質為替レート調整の遅れで、インドネシアの非石油・ガス産品輸出に不利な時期が多かった。しかし、その時期は工業製品の品質・生産能力面での輸出可能性がごく限られていたため実際の金額的影響はわずかでしかなかったと考えられる。他方、ルピア実質レートの割高評価の持続と一時の大幅通貨切下げは外国民間投資の誘致にマイナスの影響を与えたことは確かであり、ひいては輸出志向型外国民間投資による輸出への貢献の機会も86年まではごく限られたものであった。次でみるように、タイ、マレーシアでは名目為替レート、物価、固定価格表示為替レートのいずれもが常に比較的安定的に推移してきたため、インドネシアにおけるよりは早い時期から輸出志向型外国資本が多数流入し、輸出増加に大きく貢献した。台湾においては同様のことが60年代から70年代にかけて、韓国では70年代に生じている。

現在のインドネシアが工業製品輸出においてNIESやタイ、マレーシアに遅れをとっているのは、前者についてはもともと差があったこと、後者については外国民間投資の活用の仕方の差、が主要な原因とみてよいであろう。

2. 他のASEAN諸国・NIESの為替レート調整

第2-4表～第2-6表はタイ、マレーシア、フィリピン、韓国、台湾における通貨の対ドル為替レートと消費者物価指数の推移を示したものである。

各国通貨のうち、1970～88年にかけて、本国通貨価値が対米ドルで切り下がったのは、タイ・バーツ(17.1%)、フィリピン・ペソ(72.0%)、韓国・ウォン(53.7%)で、逆にマレーシア・ドル(13.7%)、台湾・元(51.6%)は切り

表2-4 タイ、マレーシア通貨の対米ドル為替レートと消費者物価指数推移

(各年末)	タイ (バーツ)			マレーシア (マレーシア・ドル)		
	名目 ¹⁾ 為替レート	消費者物価 指数 ¹⁾ (年間平均)	1972年固定 価格表示 為替レート	名目 ²⁾ 為替レート	消費者物価 指数 ²⁾ (年末)	1972年固定 価格表示 為替レート
1970	20.9	95.0		3.08	95.4	
1971	20.9	95.3		2.89	96.9	
1972	20.9	100.0	20.9	2.82	100.0	2.82
1973	20.4	115.4	18.8	2.45	110.5	2.35
1974	20.4	143.6	16.7	2.31	129.8	2.10
1975	20.4	151.2	17.3	2.59	135.6	2.45
1976	20.4	157.5	18.1	2.54	139.2	2.55
1977	20.4	169.4	18.3	2.36	146.4	2.46
1978	20.4	182.8		2.21	152.9	
1979	20.4	200.9	18.3	2.19	158.5	2.49
1980	20.6	240.5	17.5	2.22	159.1	2.85
1981	23.0	271.0	19.2	2.24	174.5	2.90
1982	23.0	285.2	19.3	2.32	184.7	3.01
1983	23.0	295.9		2.34	191.6	
1984	27.2	298.4	23.1	2.42	199.0	3.13
1985	26.7	305.7	22.8	2.42	199.0	3.25
1986	25.1	311.3		2.60	200.1	
1987	25.1	319.1	22.0	2.49	201.7	3.43
1988	25.2	331.3	22.1	2.71	206.8	3.73
1989	25.7					

(注) 1) 鷺尾宏明氏(アジア経済研究所)調べ。

2) 鳥居 高氏(アジア経済研究所)調べ。

表2-5 フィリピン、韓国における通貨の対米ドル為替レートと
消費者物価指数推移

(各年末)	フィリピン (ペソ)			韓 国 (ウォン)		
	名 目 ¹⁾ 為替レート	消費者 ¹⁾ 物価指数	1972年固定 価格表示 為替レート	名 目 ²⁾ 為替レート	消費者 ²⁾ 物価指数	1972年固定 価格表示 為替レート
1970	5.90	76.1		316.7	78.5	
1971	6.43	92.2		373.2	89.5	
1972	6.67	100.0	6.67	398.9	100.0	398.9
1973	6.76	116.4	6.17	397.5	103.0	409.8
1974	6.79	156.1	5.12	484.0	128.0	445.4
1975	7.25	166.9	5.58	484.0	160.5	387.5
1976	7.44	182.1	5.72	484.0	185.0	366.0
1977	7.40	200.3	5.63	484.0	203.5	362.2
1978	7.37	214.9		484.0	233.0	
1979	7.38	252.5	5.26	484.0	275.5	316.4
1980	7.51	298.5	5.14	659.9	354.5	380.5
1981	7.90	337.6	5.28	700.5	431.0	366.8
1982	8.54	371.9	5.50	748.8	461.5	388.4
1983	11.11	409.3		795.5	477.0	
1984	16.70	615.5	6.99	827.4	488.0	436.9
1985	18.61	757.6	6.56	890.2	500.0	475.7
1986	20.39	763.3		861.4	514.0	
1987	20.57	792.2	7.22	792.3	529.5	416.0
1988	21.10	861.2	6.99	684.1	567.0	344.0

(注) 1) 山本一巳氏(アジア経済研究所)調べ。
2) 奥田 総氏(アジア経済研究所)調べ。

上がった。インドネシア・ルピアは78.0%切り下がっているの、5カ国中最も大幅に切り下がったフィリピンをもわずかに上回ったことになる。インドネシアを含めた6カ国中、70年以来一貫して切り下がりがつづけているのはインドネシアとフィリピンだけで、長期的には大幅に切り下がった韓国も86年からは切り上がる方向に転じ、タイも、86年から89年にかけてわずかに切り上がったが、84年以降は切上がりの趨勢にある。マレーシアは、長期的には、70年以降79年まで切り上がりつづけ(40.6%)、以後88年までは緩やかに切り下がってきた(19%)。

表2-6 台湾における通貨の対米ドル為替レートと消費者物価指数推移

(各年末)	名目 為替レート	消費者 物価指数	1972年固定 価格表示 為替レート
1970	40.05	94.4	
1971	40.05	97.1	
1972	40.05	100.0	40.05
1973	38.00	108.2	37.03
1974	38.00	159.5	28.07
1975	38.00	167.9	29.08
1976	38.00	172.1	30.89
1977	38.00	184.2	31.42
1978	37.05	194.8	
1979	36.05	213.8	30.37
1980	36.02	254.4	28.94
1981	36.85	296.0	28.10
1982	39.12	304.8	30.73
1983	40.07	308.9	
1984	39.60	308.8	33.05
1985	39.85	308.3	34.54
1986	37.84	310.5	
1987	31.85	312.1	28.37
1988	28.59	316.1	25.79
1989	26.41	330.0	

(出所) 中華民国対外貿易発展協会ジャカルタ駐在員事務所調べ。

各通貨変動の主因である消費者物価指数の変動をみると、1972年を100とした場合の88年の指数は、インドネシアが965.2、タイが331.3、マレーシアは206.8、フィリピンが861.2、韓国567.0、台湾330.0である。要するに、インドネシア、フィリピン、韓国の物価上昇率が500～900%と高いのに対し、タイと台湾はいずれも約330%でアメリカの285%に近く、マレーシアの場合はアメリカの上昇率をかなり下回る。国別指数上昇率はほぼ通貨の切下げ幅と対応しており、通貨変動はほぼアメリカとの物価上昇率の差の調整ということで説明がつく。例外的に、物価上昇率がアメリカのそれよりかなり高いにもかかわらず台湾・元が切り上がった台湾については生産性の相対的上昇

がそれをもたらしたものと解釈してよいであろう。同様のことは韓国の近年における通貨の切上りにもあてはまる。

国別の通貨調整方式をみると、物価上昇率の高かった国ほど大幅な一時的切下げを余儀なくされている。インドネシア、フィリピンはいずれも30%を超える年間切下げを行っており、韓国では26%台の年間切下げがあった。タイの場合は最大で年間15%にすぎなかった。ただし、為替調整方式を1972年固定価格で評価した為替レートでみると、フィリピン、韓国、タイの3カ国はいずれも経常的に行なっている通貨切下げが物価上昇を完全に吸収するような形で行なっており、物価上昇で為替の実質レートがかなり切り上がったから大幅な切下げで調整した例はインドネシアだけであった。このインドネシアの為替調整方式は産油国特有のもの、あるいは産油国だけでなくは可能でない方式であったといえる。ただし、83年以降はインドネシアも調整方式を変え、物価上昇の影響を名目為替レートの変更で経常的に調整してゆくようになった。

3. インドネシアの為替レート調整の特質

以上の検討に基づいてインドネシアの為替レート調整の特徴を次のようにまとめることができる。

① 1972/73～88/89年度の期間のインドネシアのインフレ率はタイ、マレーシア、フィリピン、韓国、台湾と比べていずれよりも大きく、それに対応して長期的なルピアの対米ドル切下げ幅も最高であった。

② 他の各国においては、自国通貨の実質レートを常に維持するように経常的に小刻みに名目レートを調整してきたが、インドネシアでは1983年まではインフレ抑制を優先して、実質レートがかなり上昇しても名目レートをできるだけ動かさずに維持し、国際収支・財政面で困難に直面した際に一時に大幅に切り下げる方式をとった。しかし、83年以降は他の各国と同様に経常的にフロート・ダウンしてルピアの実質レートを維持しつづける方向に転じた。

③ 1971～83年の期間中のような調整方式はインドネシアの輸出の大半を石油・ガスが占めていたことにより可能であった。非石油・ガス産品輸出に当然不利に作用し、他方で輸入品が全般的に割安となったため国際収支圧迫要因となった。

④ 農園作物、鉱産物といった伝統的輸出品はこのルピア割高評価期間を通して不利な条件を強いられた。しかし、現在の輸出の主役である工業部品は、ルピア実質レートが特に割高評価となった1973～78年には、多くの品目はまだ量的・質的に輸出市場に進出できるものはごく限られていたため不利益の影響はほとんどなかった。80年代に入って工業製品の品質が急速に向上し、量的にも輸出能力を備えた業種が増えると、83年の切下げで71年時点に近い水準にまで切り下げられ、86年にはかつてないほどの割安水準に導かれ、輸出促進型となった。実際に工業製品輸出は87年から爆発的に増加した。86年の切下げは非石油・ガス産品輸出主導型貿易構造への転換を画する措置であった。

⑤ 長期的に現在に至るまで一貫して対ドルで切下げが続いているのはルピアとフィリピン・ペソだけである。

⑥ ルピアの安定にはインフレのいっそうの抑制が望まれる。ルピアの為替レートの低落傾向が利子率を高いものにし、この他の諸国に比べて高い金利がインドネシア非石油・ガス産品輸出の価格競争力を低下させているからである。

II 輸出振興政策

1. インドネシアの輸出振興政策

(1) 輸出振興政策・構造調整政策の展開

上述のように、非石油・ガス産品輸出振興諸施策が初めて本格的に実行に

移されたのは1975年のことである。第1次石油危機後の世界不況下で石油輸出が落ち込み、いわゆるプラタミナ危機が表面化するとともにインドネシア政府も深刻な国際収支難に見舞われた。事態打開のためインドネシア政府当局はプラタミナ債務の後始末に精力的に取り組むとともに公的対外借入れの増額をはかる一方、非石油・ガス産品輸出促進策として Drawback System を導入した。以後、さまざまな措置が続くが、79年から81年までの第2次石油危機ブームの間は新規輸出振興策の公布も一時中断される。ブーム後の景気後退に入った82年から輸出振興政策は本格化し、特に83年からは一連の経済構造調整政策の一環としてより体系的に実施されるようになる。

以下、非石油・ガス産品輸出振興政策の展開を概観した後、主要な輸出振興措置についてその概略を記す。

- 1975. 4. 16 Drawback System (Custom Duty Drawback System) 制定, 輸出品製造に使用した輸入原材料の関税・輸入品販売税を払い戻す。
- 1976. 4. 1 輸出税減免, 地方自治体による公課廃止, 輸出金融利下げ (15%→12%) と枠拡大, 海上運賃引下げなどからなる政策パッケージにより, 輸出企業の事業環境を整備。
- 1978. 11. 15 ルピア切下げと輸出証書 (S. E. ; Sertifikat Ekspor) 制度という名の輸出補助金制度 (Drawback の代替) により輸出ドライブ。
- 1982. 1. 1 Counter-Purchase 制度導入, 政府事業に納入する外国企業に見返りとしてインドネシア産品購入義務づけ。
- 1. 18 輸出金融利率引下げ (12%→9~6%)。
- 1983. 3. 30 ルピア再切下げ, 輸出ドライブとルピア建て歳入増をはかる。
- 1983. 6. 1 金融改革で金融部門にも市場メカニズムを導入, 同時に, 輸出金融の利子率を9%で一本化。
- 1984. 1. 1 税制改革で歳入面での脱石油の枠組み構築。
- 1985. 4. 1 付加価値税導入。輸入関税改革。
- 4. 4 「経済活動促進のための物流円滑化に関する大統領令1985年第4号」により輸出入通関, 国内輸送業務, 港湾諸費用などの改善策制定。そのうちの一つの施策として通関業務を外国民間サーベイヤー (SGS) に委託。
- 1986. 5. 6 政策パッケージ。輸出振興策 [SE 制度を廃止して Drawback 制度

に復帰、保税加工区の設置、輸出志向企業（製品の85%以上を輸出）の優遇など] および外国民間投資促進策を制定。

9. 12 ルピア切下げ。
10. 25 政策パッケージ。輸出振興策 [外資系合弁企業の輸出信用受信限度を運転資金の70%から内資企業並みの85%に引上げ]、外国民間投資促進策 [為替変動リスク・ヘッジのためのスワップ取引の上限枠撤廃、既存企業への外資資本参加容認]、国内産業保護策 [原材料の輸入関税は減免・国産化品目の関税引上げ]、輸入・流通統制緩和策 [各種機械類165品目の輸入・流通統制解除] を制定。
1987. 1. 15 政策パッケージ。繊維・鉄鋼・電機・自動車の4業種の輸出競争力強化のため300品目の部品輸入障壁緩和 [繊維92品目と鉄鋼11品目の計103品目について輸入関税免除、繊維135品目と鉄鋼7品目計142品目について割当制・指定輸入業者制を解除し一般登録輸入業者等も輸入可、その他55品目について輸入税率軽減]。
12. 24 政策パッケージ (いわゆる PAKDES)。輸出振興策 [輸出ライセンス制度の事実上の廃止、輸出志向企業の定義緩和 (製品の65%以上を輸出)・優遇措置の拡大、国産品輸出のための合弁商社の設立を可とする、他]、輸入規制緩和 [111品目の輸入に関して指定輸入業者制撤廃、関税増減、他]、外国民間投資促進 [外資系合弁企業のインドネシア側持株比率過半数化の猶予期間を従来の10年から15年に延長、他]、資本市場規制緩和 [店頭取引市場創設を可とする、他]、観光業規制緩和 [観光事業設立の手続き簡素化、他] などの施策を制定。
1988. 10. 27 政策パッケージ。金融部門の規制緩和：資金動員体制強化 [支店開設、銀行新設規制緩和、他]、輸出振興 [外為銀行化の条件緩和、輸出関連融資を過半とする外資系合弁銀行設立容認、外銀補助支店開設容認、他]、効率化 [国・公営企業資金の民営金融機関への預金容認、他]、金融政策手段の拡充 [預金準備率引下げ、スワップ取引期間延長・スワッププレミアムの市場金利連動化、他]
1988. 11. 21 政策パッケージ。商業 [プラスチック原料の集中購買制廃止・鉄鋼の集中購買制実質的に廃止・農産物等の輸入指定業者制解除・緩和、他]、海運 [外資系合弁企業の内航海運参入容認、他]、外国民間投資 [外資系合弁製造業企業による自社製品卸売りの合弁企業設立容認、他]、の各分野の規制緩和策を制定。
12. 20 政策パッケージ。資本市場・金融業に関する規制緩和 [民間証券取引所運営会社・ファクタリング会社・ベンチャーキャピタル・証券

会社・クレジットカード会社・消費者金融会社の設立容認およびリース会社の設立認可再開、各種保険会社設立手続きの簡素化、他] 1990. 1. 29 政策パッケージ。開発と分配平等化のための金融制度改善 [農民金融、協同組合金融、食糧・砂糖備蓄金融、投資金融の各制度金融の融資条件を改善、一般商業銀行等の融資総額のうち少なくとも20%を小事業金融に振り向けることを義務化、他]

(2) Drawback System および輸出証書制度

Drawback System (Custom Duty Drawback System, 以下, D. B. S.) が初めて導入されたのは1975年で、(イ)原材料輸入に課された関税・輸入品販売税を、その原材料を用いて生産された製品の輸出に際して払い戻すものであるが、(ロ)原材料輸入後5カ月以内に製品輸出が行なわれる場合に限られ、また、(ハ)特定の製造業者に制度適用のライセンスが与えられる、を内容とした。

このD. B. S. は、1978年11月15日のルピア切下げを機に、輸出振興効果のいっそう強い輸出証書 (Sertifikat Ekspor, S. E.) 制度に代替される。このS. E. 制度は、基本的にD. B. S. を拡大・標準化したものであり、政府が輸出品目ごとに標準輸出価格 (Check Price) と標準輸入投入財価額を設定し、これに基づいて一定の製品輸出額に対して払戻し額を決定し、輸出証書 (有価証券) で還付する。同証書は税金の支払いに充当しても、国庫事務所で換金してもよい。

しかしながら、このS. E. 制度と1978年、83年のルピア切下げが、繊維、合板などの輸出促進に効果を発揮してきたところ、アメリカからS. E. は輸出補助金であるとのクレームが付き、86年6月末をもって廃止、7月1日よりD. B. S. に復帰したのである。S. E. より後退したとはいえ、このD. B. S. に対する業界の評価は高い。

(3) 輸出金融

輸出金融は、輸出製品の原料仕入れから輸出実現までの所用運転資金の85%までを貸し付ける制度金融である。

利率は上述のように1976年4月に年間15%から12%に引き下げられるが、これによって初めて輸出金融は米の生産・流通向け金融とならぶ最優遇低金利を適用されることになった。当時の非優遇一般金利は24%であったのでその半分の金利である。つづいて82年1月には輸出競争力の強い業種向けには9%、そうでない業種向けには6%へさらに引き下げられた。この時、米関連融資の利率も低いもので9%までしか引き下げられなかったので、この6%という利率が最も低い利率となった。非優遇一般金利も引き下げられたが、21%であったので、輸出金融優遇の度合はいっそう強まったことになる。さらに1年余り後の83年6月には輸出金融は9%で一本化される。

その後、輸出が順調に増加するにおよびアメリカがインドネシアの金利としては極度に低いこの輸出金融金利を問題視するようになった。結局、GATT の場において1987年から5年間で段階的に金利への補助金を削減し、92年4月からは全廃することが決められた。しかし、アメリカ政府はこの補助金削減所要期間が長すぎるとし、繰上げ実施しないと課徴金を課する、との警告を発するようになったため、89年2月、インドネシア銀行総裁は90年4月には金利補助金を全廃する意向を明らかにした。金利補助金が廃止された場合の利率は3カ月定期預金金利（90年初頭で15.5%）とほぼ等しくなるという。

輸出金融制度が近年の非石油・ガス産品輸出に大きな力になったことは、いずれの輸出企業もが等しく認めるところであった。ただ、インドネシア国内の金利としては低利であっても、輸出市場におけるライバルである近隣諸国ではインドネシアに比べて金利ははるかに低いので、この点でのインドネシアの今後のいっそうの不利は免れない。

(4) 輸出志向企業に対する優遇措置

1986年の May 6 Package は製品の85%以上を輸出する企業を輸出志向企業と定義し、87年12月の PAKDES でこれを縫製業は85%、他は65%に緩和した。

輸出志向企業は、May 6 Package で、(i)保税輸出加工区に入ることを認め

られ、(ロ)政府指定流通統制物資を原材料として購入する際、国産品を国際価格並みで購入すること、または、指定輸入業者を経ないで輸入すること、の権利が与えられた。

また、1986年の10月25日のパッケージでは、既存国内企業への外国資本の出資を認めたが、資金援助目的の場合は出資比率25%まで、輸出促進の場合で49%までであるのに対して、輸出志向企業と化す場合は75%まで認めることとした(10年以内に49%以下に引下げを要す)。

PAKDES は、輸出志向企業は、(イ)商品の品質・デザイン向上のためコンサルティング・指導・訓練を行なう外国人専門家を雇用できる、(ロ)国内投資・外国投資法非適用企業であっても、機械・機器・スペアパーツの輸入に関わる関税・付加価値税を免除される(両投資法適用企業は以前から免除)、を定めた。

(5) 輸出製品用原材料輸入の免税

May 6 Package は、経常的に輸出を行なっている企業はあらかじめ向こう12カ月間の輸出計画を P 4 BM⁽¹⁾に提出して、当該輸出に使用する原材料輸入の免税措置を得ることができる、ことを定めた。その際、輸出実行の保証として約束手形を P 4 BM に提出する。12カ月の経過後に輸出が達成されていれば手形は返還され、輸出達成率が75%未満なら25%を次期に繰り越すことができ、75%と実績達成率との差の分の関税・付加関税を支払う。

一般の Drawback System に従う場合は、輸出達成後にサーベイヤーから輸出達成と原材料輸入の証明を得て、P 4 BM で関税・付加関税の還付を受ける(同じく、May 6 Package)。

(6) 保税輸出加工区の設置

1986年の May 6 Package によって、インドネシア初の保税輸出加工区がジャカルタに設置された。運営主体は、86年6月28日に設置された全株政府所有の株式会社 P. T. (Persero) Kawasan Berikat Nusantara (KBN) で、商業

省の管轄下にある。加工区は2区域に分かれており、本部はタンジュン・プリオク港南方12キロメートルの旧チャクン保税倉庫区域であり、支部（10ヘクタール）は同港内の一角にある。本部区域は、85年4月4日付け「物流の円滑化に関する大統領令」に基づいて、インドネシアの輸入通関業務が出荷地でSGS（Societe Generale de Surveillance、スイス法人）によって行なわれるようになったためチャクン（Cakung）の保税倉庫は不要となり、転用されたものである。一方、タンジュン・プリオク港内の支部は従来より輸出専門工場の集まっていた地区が輸出加工区に指定された。

加工区内の土地および旧倉庫および建屋は工場（事務所）用に賃貸される。加工区内の業種は製造業と倉庫業に限られ、製造業企業は、当初、“製品の85%以上を輸出すること”が義務づけられたが、1987年のPAKDESで、“縫製業は85%以上、他は65%以上”に緩和された。

加工区内に立地することの利点として政府が用意したものは、(イ)外資の参入がすでに禁じられた業種でも加工区内なら認められる、(ロ)輸出関連原材料・製品には関税も付加価値税もかからない、(ハ)事業実施に関連した各省の許認可は、国内投資法の認可まで含めて、加工区運営会社（KBN）が代行する one roof system をとっている、(ニ)製造業の場合は外国人専門家の雇用を認められる、(ホ)輸出製品のコンテナへの積込みも加工区内で完了できる、(ヘ)銀行、各種ユーティリティ、保健所も設置、などである。

(7) 外国民間投資を通じての輸出振興策

1983年以降の一連の経済構造調整・規制緩和政策によってインドネシアの投資環境は格段に改善されてきた。特に、1984年10月の外国民間投資認可申請手続きの簡素化を皮切りに外資積極誘致策が相次いで施行され、とりわけ輸出貢献企業を優遇したことにより、87年以降、輸出志向型をはじめとした外国民間投資が急増し、インドネシアの輸出振興に少なからず寄与している。

1986年からの一連のパッケージ政策は、多くの場合、外国民間投資に門戸を拡げ、あるいは、インセンティブを与える規定を含んでいることによって

輸出企業も誘致する効果をもったが、輸出に関連しての規定だけを取り出してみると次のようである。

外資系合弁企業の持株比率は一般には会社設立時に外資側が最大限80%と規定されているが、1986年の May 6 Package は製品のすべてを輸出する合弁企業の場合は外資側出資比率を設立時95%まで可で、操業開始後5年以内に80%まで引き下げればよい、ものとした。

1986年10月25日の政策パッケージでは既存のインドネシア企業への出資を可とし、輸出促進を目的とする場合は、他の場合に比べて高い出資比率を認めることとした。

また、1987年12月24日の PAKDES では、保税輸出加工区に設立され、製品の100%を輸出する外資系合弁企業については、外資側出資比率は95%までを可とし、操業開始後もその比率を維持しつづけることを可とした。

1986年10月25日の政策パッケージでは外資系企業への輸出金融上限を所用運転資金の85%（従来は70%）と地場企業並みに引き上げた。ただし、優遇金利の輸出金融制度が90年3月で廃止されるので、この規定はその後は意味をもたない。

1987年12月24日の Pakdes はまた、外資はインドネシア資本と組んで、インドネシア製品を輸出する合弁企業を設立することを容認する（これまでは流通部門への外資の進出はいっさい認められていなかった。現在も、一般の国内流通部門への進出は不可）。併せて、外資系製造業企業が自社製品および他の製造業企業の製品を輸出することを可とした。

(8) その他輸出振興策

1987年12月の PAKDES では、上記の他に新たにいくつかの輸出振興策・規制緩和策が加えられた。

- ①営業ライセンスだけでも輸出行為を可とする（従来は輸出ライセンスを必要とした）。
- ②インドネシア商品を輸出する外資系合弁企業の設立を新たに容認。

- ③外資系製造業企業に自社製品・他製造業者製品の輸出を容認。
- ④内陸コンテナ・ターミナルを設置し、そこで通関手続きを済ませられるようにする。
- ⑤輸出に使われるコンテナの輸入関税・付加価値税を免除。
- ⑥商品サンプルの輸入関税、付加価値税免除。

2. 他のASEAN諸国の輸出振興政策

(1) タイ⁽²⁾

タイにおいては、優遇金利適用の輸出金融制度はまだ存続している。農産物（米、タピオカ、砂糖、その他農産物）輸向向けと工業製品輸向向けの2種類に大別される。例えば、工業製品輸出金融の条件は、年利10%、信用状額面の80%ないし為替手形の90%以内で、信用状期間または180日の短いほうの期間を限度とする、となっている。1990年第1四半期の商業銀行による一般輸出金融は年利16%前後、プライム・レートが13%なので、この輸出金融制度はかなり優遇されたものということになる。この融資の際に、輸出者が取扱い商業銀行向けに振り出した約束手形額面の半分を中央銀行が年利5%で当該商業銀行に融資し、当該商業銀行は残り半額を独自融資し、全体の利率を10%以内に設定して融資する。

Drawback Systemと同様の制度がTax Rebate for Locally-Produced Export Goodsの名で実施されている。この制度はごく少数の品目を対象に1939年に初めて導入されたが、72年からは品目を限定せずに適用されるようになって、現在に至る。輸入関税、事業税（販売税に相当）、物品税が払戻しの対象である。

さらに、近年になってからは、投資奨励法の枠組みの中で、輸出志向企業（製品の80%以上を輸出）として投資奨励を受けた事業が輸向向け生産のために輸入する投入財には輸入関税、事業税、物品税をあらかじめ免除することとした。この優遇措置の適用企業は、同時に、機械・設備の輸入関税免除、

最長8年間の法人税免除、などの税の減免措置が伴うので、輸出志向企業は著しく有利な条件が与えられることになる。

同じく投資奨励法の枠組みの中で、(イ)外資系企業の設立に際して、製品の50%以上を輸出する企業は、その輸出比率に応じて、外国側パートナーの出資比率を50~100%としてもよい、(ロ)法人所得税を納付している企業は、対前年比輸出増加額の5%を所得控除する、といったことが定められている。

以上の他にも、工業団地・輸出加工区の設置などさまざまな輸出振興政策・支援措置がある。

(2) マレーシア

輸出金融制度：Export Credit Refinancing (ECR) の名で施行中である。船積み前金融と船積み後金融とがあり、融資条件は次のとおりである。金利はいずれも最高4%、融資額上限は船積み前金融の場合、注文書記載輸出金額の80%ないし Certificate of Performance の記載金額の100%、船積み後金融の場合は輸出手形の100%で、期間は船積み前金融が4カ月、船積み後金融が6カ月となっている。商業銀行による一般貸付け金利が8%前後、プライム・レートが7%というように、マレーシアでは一般に金利が低いが、輸出金融はそれをさらに下回る優遇金利である。この金融に対しては中央銀行が年利2.5%の融資を行ない、商業銀行が1.5%以内の手数料を取る仕組みである。いずれの融資を受ける場合も、(イ)ネガティブ・リストに記載されていない、(ロ)少なくとも価額の20%以上の付加価値が国内で付加されている、などの条件を満たす必要がある。

Drawback System：マレーシアにおいても、インドネシアやタイと同様の内容をもつ Drawback System が実施されている。還付の対象となるのは、関税、販売税、物品税で、それぞれ1967年、72年、76年に導入された。関税は輸入関税と輸入付加税とからなり、関税法第99条に基づいて還付される。販売税は国内消費のために輸入された財貨および外国企業との技術提携下で生産・販売された財貨に対して課されるもので、税率は品目によって、5%、

10%、15%である。物品税は国産品に対して課され、これも還付の対象となる。

輸出に伴う課税軽減措置(1)：製品を輸出する製造業企業は、(イ)売上総額に対する輸出比率の半分の比率相当だけの利益額を課税対象から控除する(100%輸出企業なら利益の50%を課税対象から控除する)[ただし、バイオニア奨励との併用は不可]、(ロ)輸出製品生産に使用されたマレーシア原産原材料の価額の5%相当額を課税対象から控除する、ことができる。この課税控除から得た利益は、課税控除配当として株主に配分することができる。

輸出に伴う課税軽減措置(2)：農産物輸出者あるいはマレーシア産製造業製品輸出商社は、FOB輸出額の5%相当額を粗収入から控除することができる。

輸出促進費用の二重控除：在マレーシアのすべての企業は輸出促進費用(広告料、見本作成代金など)を二重控除することができる。バイオニア奨励との併用も可。

輸出信用保険プレミアムの二重控除：輸出者たちの新規市場進出を促進するため、大蔵大臣の認可を得て加入した輸出信用保険のプレミアムは二重控除を可とする。

産業建造物控除：輸出向け財貨のための倉庫および貯蔵施設建設費は、産業用建造物控除として、初年度10%、以後毎年2%の所得控除を受けることができる。

新規投資の外資出資比率制限緩和：(イ)製品の80%以上を輸出する外資系合弁企業は外資出資比率が100%まで認められる、(ロ)1986年10月1日から90年12月31日までの間にマレーシア産業開発庁(MIDA)に新規投資申請が受理される外国投資家は次の条件を満たせば100%までの出資比率が認められる、即ち、i)製品の50%以上を輸出するか、350人以上のマレーシア人を各地位に、人種構成を反映させつつ雇用する、ii)当該企業の製品が既存企業製品に国内市場で競合しない。

自由貿易区の設置：1971年に当制度を導入、現在、全国に9カ所存在する。原材料輸入に関して税関の関与を最低限で済ますことをメリットとしたもの

で、原則として100%輸出企業が入居するが、場合によっては80%以上輸出企業も考慮の対象に含める。

工場への保税倉庫付設制度導入：工場の分散と輸出向け製品を主として生産する工場を自由貿易区設置に適さない地区にも誘致することを目指した制度である。同時に Drawback System の還付遅滞の問題をかわすことも狙いの一つである。認可資格は原則として製品の100%を輸出することであるが、80%以上なら検討の余地を残すこととしている。

以上より、マレーシアでは、輸出金融の金利水準は他の諸国に比べて著しく低く、加えて多くの輸出促進政策が整備されており、輸出環境が最も良好な国の一つと言えそうである。

(3) フィリピン⁽³⁾

フィリピンでは輸出金融には優遇金利は適用されていない。輸出手形額面の80%相当額を年利16~17%で貸し付けるもの(輸出手形を中央銀行が年利13%で再割引き)と信用状額面の100%までを米ドルまたは円建てで SIBOR ないし LIBOR のプラス1~2%で貸し付けるものがある。即ち、フィリピンの輸出金融金利はインドネシアおよび他の ASEAN 諸国、NIES のいずれよりも高い。

Drawback System はフィリピンでも1957年から実施されており、還付対象は輸入関税と販売税である。

Tax Credit はフィリピンに独特の制度で、1967年に導入された。投資委員会に登録した企業には、輸出した製品に使用された国産投入財の販売税、付加価値税を免除するものである。ただし、Drawback System のように現金で還付するのではなく、各種税金の支払いに充当できる Tax Credit Certificates を交付する形をとる。

この他には、投資委員会に登録した企業を対象にした各種輸出振興政策として次のようなものがある。(イ)法人税免税期間 (Tax Holiday) の追加供与、(ロ)投資委員会登録の企業一般に対して資本財輸入の免税措置、(ハ)輸出企業に

は人件費の追加的な控除を認める、(二)保税倉庫制度 (Bonded Manufacturing Warehouse System) の適用、(ホ)港湾使用料の免除、外国人専門家雇用の容認、(ハ)製品の70%以上を輸出し、保税倉庫を付設する製造業企業は輸出向け製品生産用に輸入する投入財の輸入関税、販売税をあらかじめ免除する。

フィリピンの輸出政策は、古くから多くの措置が実施されているが、その優遇の程度は、優遇金利の輸出金融がないことなどにより、マレーシア、タイよりも弱く、Tax Holiday があることなどによりインドネシアよりは強い、といえる。

(4) 韓国⁽⁴⁾

韓国では優遇金利適用輸出金融制度を現在も施行中である。優遇金利は10%であるが、商業ベースで輸出金融を取り入れると通常12.5%前後の金利となる。融資額上限は、中小企業向けには輸出額の約70% (実際の融資額は輸出額1米ドル当り500ウォン)、政府指定財閥向けには輸出の20% (実際の融資額は1米ドル当り150ウォン) で、これまでみてきた ASEAN 諸国の輸出金融よりは低目である。ただし、政府指定財閥企業が融資を受けるためには、当該財閥全体の対金融機関借入れ総額が1500億ウォン以下でなくてはならず、かつ当該企業の前年度輸出総額が5000万ドル以下でなくてはならない。融資期間は、L/Cに基づく融資の場合は180日であるが、その期限は船積み後7日を超えてはならず、輸出実績に基づく場合は90~60日である。

Drawback System も1974年12月に導入されて以来現在も持続されている。還付の対象は、ASEAN 諸国と同様に、輸入関税、輸入付加税および販売税である。輸入関税・輸入付加税に関連しては、その支払いを最長4カ月まで納付延期する制度もある。

また、輸出者は、海外から受領したL/Cを基に国内のローカルL/Cを開設し、それによって融資を得て原材料の購入に充当する、という制度がある。この際の金利は12%で、やはり一般市中金利の13.5~14%よりいくらか優遇されている。この他にも、輸出保険制度、輸出産業向け加速償却制度、など

がある。

韓国は、すでに多くの輸出商品で国際競争力をもつとともに、発展途上国向けに経済協力を開始しているが、その一方で依然少なからぬ輸出振興措置を残している。特に目を引く点は、インドネシアやフィリピンが廃止せざるを得なかった“優遇金利適用輸出金融”がまだ継続実施中ということである。

(5) 台湾

台湾においては、優遇金利適用金融制度はすでに廃止されている。一般に利用されている輸出金融の金利は10～12%である。

Drawback System は、1967年から実施されてきたが、ここ4～5年の間に還付可能な品目が多数削減され、後2年以内に還付可能品目は完全になくなり、制度自体が廃止になる見込みである。

現在および将来の台湾の輸出振興政策は、中華民国対外貿易発展協会 (China External Trade Development Council, 略称 CETRA) が現在行なっている商圏開拓、海外市場調査、情報収集、などの活動を通じての輸出支援が中心となる。

3. インドネシアの輸出振興政策の特質

先述のインドネシアの輸出振興政策を、以上の5カ国の輸出振興政策と比較してみると、各国に共通した政策が多数ある一方で、いくつかの側面ではインドネシアの政策は相対的にインセンティブが少ないことがわかる。即ち、インドネシアでは、(イ)輸出金融金利はフィリピンに次いで2番目に高く、(ロ)輸出品生産用投入財の関税等還付・免除以外には輸出振興の手段となる各種税の減免は適用せず、(ハ)輸出指向型事業に対する投資への外資の出資制限が最も厳しい、(ニ)輸出振興政策への取組みが他の国々に比べて遅く始まった、といった点である。

それにも拘らず、一連の輸出振興政策および構造調整政策が長期的な工業

の発展と相俟って、1987年以降非石油・ガス産品輸出は目覚ましく拡大するとともに、輸出指向型内外民間投資も急増しつつある。

この事実はインドネシアの輸出振興政策が、特にタイ、マレーシア、フィリピンほどのインセンティブを提供するものではないにもかかわらず、少なくともこれまでのところ、インドネシア経済が備える条件と相俟って、輸出増加をもたらすために十分な条件を満たしている、ことを意味している。その“条件”を構成する最も重要な要素が、低廉で十分に勤勉な労働力の豊富な供給、工業化の水準、ルピア為替レートの適切な水準への誘導、産油国である、そして、日本の国土面積の3分の1の広さのジャワ島に1億人の人口というきわめて高密度で巨大な潜在市場の魅力であろう。

つまり、インドネシアの輸出振興政策の特徴は、これらの要素を前提として過度のインセンティブを与えることなく策定されてきたところにある、と言ってよいであろう。ちなみに、産油国であるという事実は輸出振興政策への取組みが他の国々に比べて遅く始まった原因であり、同時に過度のインセンティブを与えることの歯止め要因の一つとなっていると考えられる。

Ⅲ 非石油・ガス産品輸出の増加

以上のようなルピア為替レートの推移と輸出促進政策の中で、非石油・ガス産品輸出は、1969/70～88/89年度の期間中、平均17.8%で増加してきた(表2-6)。この比較的高い輸出増加率を実現させる上で最大の役割を果たしたのは工業製品である。さらに、工業製品をゴム加工品とその他工業製品に分けてそれぞれの輸出額推移をみると、その他工業製品輸出の役割の増大ぶりが際立つ。

その他工業製品輸出は、上述期間中に平均年間26.9%で増加したが、この増加率はゴム加工品の3倍、農林畜水産品および鉱産品のそれぞれの2倍の高率であった。その結果、非石油・ガス産品輸出に占めるその他工業製品輸

出額のシェアは、1969/70年度の17.4%から88/89年度には70.5%へと著しく拡大したのである。これに対して、ゴム加工品のシェアは41.1%から9.4%へ、農林畜水産品は35.2%から16.9%へ、鉱産品は6.2%から3.1%へ、それぞれ大幅に縮小した。その他工業製品の輸出増加率が高かったことの第1の理由は、現在の主力輸出商品である合板、縫製品、尿素肥料、紙・紙製品などの輸出は70年代初めまではまだ行なわれておらず、基準年とした69/70年度のその他工業製品輸出額がきわめて小さかったことである。これは、特に、70年代のその他工業製品輸出増加率の高いことを説明することになる。第2の理由は、工業製品の質的向上、生産力増大と輸出促進諸政策であろう。78年のルピア切下げと S. E. 制度の導入で、79/80年度には、縫製品、布、セメン

表2-7 主要農林畜水産品輸出額増加率 (%)

	主要農林 畜水産品 合計	輸出額増加率 (%)			
		コーヒー	茶	エビ	まぐろ・ その他魚
1970/71	26.5	6.0	98.2	300.0	33.3
1971/72	19.2	-7.6	50.4	170.6	100.0
1972/73	26.7	27.1	-12.5	99.5	-25.0
1973/74	24.2	7.1	5.4	74.9	50.0
1974/75	22.2	5.7	55.9	26.6	66.7
1975/76	12.8	25.5	1.2	5.3	46.7
1976/77	77.6	139.6	15.7	32.8	109.1
1977/78	114.0	144.8	123.4	37.6	123.9
1978/79	-19.4	-24.3	-25.8	6.3	-23.3
1979/80	29.3	36.1	0.6	23.2	82.3
1980/81	-6.9	-10.4	14.0	-14.7	125.0
1981/82	-33.1	-45.3	-12.8	-8.4	-9.9
1982/83	11.6	11.5	-1.9	20.9	5.8
1983/84	22.0	28.7	51.1	2.2	-20.4
1984/85	19.8	21.5	58.5	-6.3	-21.5
1985/86	2.5	11.7	-36.8	19.9	17.6
1986/87	15.3	17.4	-25.9	33.0	35.2
1987/88	-10.3	-32.9	11.8	27.3	98.0
1988/89	29.1	14.0	13.1	43.7	93.1

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991" より作成。

トの輸出が過去の趨勢をはるかに超えて大幅に増加し、続く83/84年度以降は、より多くの品目についてより大幅に輸出促進効果が現われた。

これに対して、農林水産品および鉱業品の輸出増加率は為替レート調整や輸出振興政策よりも時々の国際的な需給関係や相場に左右される度合のほうが強いようにみえる。

代表的輸出品目についてその輸出額の変動を検討すると(表2-7, 2-8), まず第1に、為替レート調整による輸出ドライブ効果が目立つ。3回のルピア切下げの翌年度に当たる1979/80, 83/84, 87/88の各年度, 工業部門輸出は, それらの前後の年度をはるかに上回る40~60%の増加率を記録し, 合板, 製材, 布, 縫製品, その他繊維品, 板ガラス・ガラス製品についても同様のこ

表2-8 工業製品輸出額増加率 (1) (%)

	工業製品 輸出総額 増加率	輸出合計 額増加率				
			合板	製材	その他木 材加工品	パーム油
1970/71	16.5	26.2	—	33.3	100.0	40.4
1971/72	-11.5	39.2	—	-4.2	50.0	16.8
1972/73	29.3	43.8	—	213.0	133.3	10.7
1973/74	71.1	83.9	—	175.0	114.3	89.5
1974/75	21.1	46.5	—	22.7	20.0	73.3
1975/76	-2.1	-1.4	—	52.7	-13.9	-14.1
1976/77	63.9	51.5	350.0	74.9	103.2	2.5
1977/78	7.4	27.1	322.2	-21.4	39.7	36.7
1978/79	20.2	37.9	160.5	132.2	167.0	8.7
1979/80	46.3	52.3	283.8	118.6	-0.4	-7.4
1980/81	11.4	3.2	95.5	-6.3	43.6	31.8
1981/82	-11.1	3.8	153.4	-9.0	56.8	-61.0
1982/83	-5.8	4.8	67.8	2.2	7.2	14.9
1983/84	41.3	46.5	80.3	20.3	-17.7	-29.5
1984/85	20.1	23.4	24.4	5.8	243.0	-6.6
1985/86	5.7	17.9	18.4	7.7	-10.8	141.5
1986/87	6.1	7.3	37.2	24.0	33.5	-40.3
1987/88	60.9	57.5	66.7	26.7	118.6	68.7
1988/89	29.4	23.4	7.6	19.0	6.1	78.9

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991." より作成。

とが起り、ゴム加工品、セメント、尿素肥料の場合は、3回のうち2回、同様のことが起こった。電気機器、錫地金、アルミ地金、パーム油は顕著な反応を示さなかった。農林畜水産品の中では茶、エビ、まぐろ・その他魚類である程度の反応があった。鉱産品は特に反応がなかったようにみえる。

輸出振興政策による輸出促進効果については、各施策の実施が1回だけであり、かつ、時期的に為替レート調整効果の持続期間と重なる場合が多いので、それぞれの効果を単独で引き出すことは困難である。ただ、1975年のDrawback System 導入の輸出促進効果については、その政策の性格上対象はほぼ工業製品に限られるが、合板、縫製品、その他繊維品の輸出実績から判断して、輸出促進効果があったと考えられる。また、輸出促進政策と外国民

表2-9 工業製品輸出額増加率(2)

(%)

	錫地金	アルミニウム地金	縫製品	布	その他繊維品	セメント	尿素肥料	板ガラス・ガラス製品	紙・紙製品	電気機器
1970/71	-7.8	0.0	—	40.0	0.0	—	—	—	—	100.0
1971/72	107.7	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	111.1
1972/73	64.8	—	—	35.7	0.0	—	—	—	—	157.9
1973/74	74.2	400.0	250.0	47.4	166.7	—	—	—	—	26.5
1974/75	40.5	60.0	14.3	-3.6	-75.0	—	—	—	—	-48.4
1975/76	-18.0	-50.0	312.5	-29.6	-50.0	—	—	—	—	212.5
1976/77	133.1	-25.0	36.4	5.3	1,300.0	—	—	—	50.0	-29.0
1977/78	9.7	-33.3	42.2	75.0	-78.6	—	—	—	-64.7	183.8
1978/79	39.2	800.0	18.9	20.0	600.0	—	-29.0	—	-96.4	57.1
1979/80	25.0	-55.6	367.6	1,366.7	142.9	533.3	7.3	600.0	4,500.0	34.3
1980/81	2.6	50.0	-13.6	-48.9	-91.8	-55.3	-11.4	9.5	-91.3	9.9
1981/82	15.0	-8.3	58.5	4.4	-53.3	56.6	-79.9	17.4	25.0	3.6
1982/83	-32.7	4,081.8	-0.4	4.6	-52.4	-83.6	5.0	40.7	390.0	31.0
1983/84	-3.4	257.4	59.6	261.9	2,570.0	208.6	535.6	136.8	85.7	21.0
1984/85	-8.8	30.0	68.1	28.0	37.5	36.1	-35.8	17.8	140.7	9.8
1985/86	-14.0	0.1	35.4	38.5	56.9	50.3	165.1	-13.2	-4.6	-9.3
1986/87	-54.1	1.0	8.8	-6.6	-25.2	110.0	12.4	53.3	93.3	-58.4
1987/88	56.5	22.2	39.7	77.2	165.9	26.5	-0.7	212.1	180.2	-2.8
1988/89	10.0	36.4	35.4	37.9	54.7	46.3	39.5	122.3	23.3	89.1

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991."

間投資優遇政策とが内外の輸出指向事業への投資を促したことは明らかであり、それを通じての輸出促進効果は持続的であり、かつ、非常に大きい。

実際に輸出に従事している企業における聞取り調査では、各種輸出振興政策・規制緩和政策のいずれをも歓迎しているが、とりわけ、S. E. 制度・Drawback System と輸出金融を最も高く評価する例が多かった。

結 論

インドネシアでは第1次石油危機から第2次石油危機にかけてのほぼ10年

表2-10 農林畜水産品輸出額

(単位：100万ドル)

	農林畜水産 品輸出総額	輸 出 額 合 計	コ ー ヒ ー	茶	エ ビ	まぐろ・ その他魚
1969/70	186.9	75.4	62.1	11.3	1.7	0.3
1970/71	302.7	95.4	65.8	22.4	6.8	0.4
1971/72	405.8	113.7	60.8	33.7	18.4	0.8
1972/73	576.4	144.1	77.3	29.5	36.7	0.6
1973/74	933.8	179.0	82.8	31.1	64.2	0.9
1974/75	1,015.6	218.8	87.5	48.5	81.3	1.5
1975/76	849.6	246.7	109.8	49.1	85.6	2.2
1976/77	1,358.0	438.2	263.1	56.8	113.7	4.6
1977/78	2,144.3	937.9	644.2	126.9	156.5	10.3
1978/79	2,022.4	756.1	487.7	94.2	166.3	7.9
1979/80	3,092.5	977.6	663.6	94.8	204.8	14.4
1980/81	2,623.7	909.8	594.6	108.1	174.7	32.4
1981/82	1,448.7	608.8	325.2	94.3	160.1	29.2
1982/83	1,291.1	679.6	362.6	92.5	193.6	30.9
1983/84	1,501.4	828.9	466.7	139.8	197.8	24.6
1984/85	1,502.0	993.1	566.9	221.6	185.3	19.3
1985/86	1,480.9	1,018.0	633.0	140.1	222.2	22.7
1986/87	1,702.4	1,173.3	743.2	103.8	295.6	30.7
1987/88	1,687.4	1,052.0	498.9	116.0	376.3	60.8
1988/89	2,035.2	1,357.7	568.5	131.2	540.6	117.4

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991."

間の石油ボナンザの期間中、輸出の大半を石油・LNGに依存してきたが、石油価格が下落しはじめた1982年を契機に脱石油・ガス依存政策に本格的に着手した。

輸出入に強い影響を与えるルピアの対ドル為替レートは、石油ボナンザ期は一貫して割高で推移してきたが、1983年3月の切下げでほぼ実勢並み、続く86年9月の切下げ後は大幅な割安となり、非石油・ガス産品輸出の好環境が整えられた。

非石油・ガス産品輸出振興政策の施行は実質的に1975年の Drawback System
表2-11 工業製品輸出額 (1)

(単位：100万ドル)

	工業製品 輸出総額	ゴム加工 品輸出額	工業製品 輸出総額 (ゴム加工 品輸出を 除く)	輸 出 額			
				合 計	合 板	製 材	その他* 木材加 工品
1969/70	311.1	218.7	92.4	45.1	—	1.8	0.2
1970/71	362.4	234.1	128.3	56.9	—	2.4	0.4
1971/72	320.6	201.8	118.8	79.2	—	2.3	0.6
1972/73	414.4	225.5	188.9	113.9	—	7.2	1.4
1973/74	709.2	393.6	315.1	209.5	0.1	19.8	3.0
1974/75	858.5	425.5	433.0	307.0	—	24.3	3.6
1975/76	840.6	38.8	801.8	302.8	0.2	37.1	3.1
1976/77	1,377.8	548.8	829.0	458.6	0.9	64.9	6.3
1977/78	1,479.9	566.8	913.1	582.7	3.8	51.0	8.8
1978/79	1,778.3	724.8	1,053.5	803.8	9.9	118.4	23.5
1979/80	2,601.5	935.2	1,666.3	1,223.9	38.0	258.8	23.4
1980/81	2,898.2	1,103.2	1,795.0	1,263.3	74.3	242.4	33.6
1981/82	2,577.4	727.8	1,849.6	1,311.9	188.3	220.7	52.7
1982/83	2,427.4	576.3	1,851.1	1,374.6	315.9	225.6	56.5
1983/84	3,429.9	884.4	2,545.5	2,014.2	569.7	271.3	46.5
1984/85	4,118.3	848.5	3,269.8	2,485.4	708.5	286.9	159.5
1985/86	4,354.5	678.2	3,676.3	2,930.1	838.7	309.0	142.2
1986/87	4,622.2	709.6	3,912.6	3,143.9	1,151.1	383.1	189.9
1987/88	7,438.2	1,023.2	6,415.0	4,951.1	1,918.4	485.2	415.1
1988/89	9,626.7	1,135.0	8,491.7	6,108.2	2,064.9	577.6	440.5

(注) * 藤加工品、木・竹製家具、編細工を含む。
(出所) インドネシア大蔵省、"Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991."

tem 導入に始まったが、多角的に各種政策が展開されるようになるのは82年以降のことである。83年にはルピア割高評価が是正され、この上に輸出振興政策、経済規制緩和政策、内外民間投資促進政策が相次いだ。

この結果、非石油・ガス産品輸出は、1983年から緩やかな増加に転じ、86年9月のルピア切下げ以降は急増しはじめた。87/88年度には非石油・ガス産品輸出額が石油・ガス輸出を上回り、88/89年度には輸出額の61%までを非石油・ガス産品が占めるようになった。この非石油・ガス産品輸出増加の主力となったのは工業製品である。これは、(イ)工業が石油ボナンザ期に輸入代替過程を進め、80年代初頭までには輸出潜在力を高めつつあった、(ロ)輸出

表2-12 工業製品輸出額 (2)

(単位：100万ドル)

	バーム 油	錫地金	アルミ ニウム 地金	縫製品	布	その他 繊維品	セメン ト	尿素肥 料	板ガラ ス・ガラ ス製品	紙・紙 製 品	電気機 器
1969/70	26.7	14.1	0.1	—	1.0	0.3	—	—	—	—	0.9
1970/71	37.5	13.0	0.1	—	1.4	0.3	—	—	—	—	1.8
1971/72	43.8	27.0	—	—	1.4	0.3	—	—	—	—	3.8
1972/73	48.5	44.5	0.1	0.2	1.9	0.3	—	—	—	—	9.8
1973/74	91.9	77.5	0.5	0.7	2.8	0.8	—	—	—	—	12.4
1974/75	159.3	108.9	0.8	0.8	2.7	0.2	—	—	—	—	6.4
1975/76	136.9	89.3	0.4	3.3	1.9	0.1	—	—	0.1	10.4	20.0
1976/77	140.3	208.2	0.3	4.5	2.0	1.4	—	—	—	15.6	14.2
1977/78	191.8	228.4	0.2	6.4	3.5	0.3	—	42.7	—	5.5	40.3
1978/79	208.5	318.0	1.8	18.5	4.2	2.1	4.8	30.3	0.3	0.2	63.3
1979/80	193.1	397.4	0.8	86.5	61.6	5.1	30.4	32.5	2.1	9.2	85.0
1980/81	254.6	407.6	1.2	74.7	31.5	4.5	13.6	28.8	2.3	0.8	93.4
1981/82	99.2	468.9	1.1	118.4	32.9	2.1	21.3	5.8	2.7	1.0	96.8
1982/83	114.0	315.6	46.0	117.9	34.4	1.0	3.5	8.7	3.8	4.9	126.8
1983/84	80.4	304.9	164.4	188.2	124.5	26.7	10.8	55.3	9.0	9.1	153.4
1984/85	75.1	278.1	213.8	316.3	159.3	36.7	14.7	35.5	10.6	21.9	168.5
1985/86	181.4	239.2	214.0	428.2	220.7	57.6	22.1	94.1	9.2	20.9	152.8
1986/87	108.3	109.9	216.1	466.0	206.2	43.1	46.4	105.8	14.1	40.4	63.5
1987/88	182.7	172.0	264.1	650.9	365.4	114.6	58.7	105.1	44.0	113.2	61.7
1988/89	326.8	189.2	360.3	881.3	503.8	177.3	85.9	146.6	97.8	139.5	116.7

(出所) インドネシア大蔵省, "Nota Keuangan dan Rancangan Pendapatan dan Belanja Negara, Tahun 1990/1991."

促進政策が特に工業部門の輸出促進に効果的なものが多かった、(ii) NIES および日本からの輸出指向型工業のリロケーション（直接投資および OEM 供給契約の締結）が始まっていた、といった諸点の結果である。

これまでの非石油・ガス産品輸出促進に最も効果的であった施策は、ルピアの対米ドル切下げ、S. E. 制度および Drawback System, 優遇金利輸出金融であったと考えられるが、一連の民間投資促進政策も間接的に輸出促進効果をもった。

このようなインドネシアの為替調整政策・輸出振興政策は他の ASEAN 諸国・NIES のそれと内容および実施時期を異にしている。インドネシアだけが自国通貨の割高評価を長期間持続し、また、非石油・ガス産品輸出振興政策の本格的な展開が他国・地域より遅かったが、これはインドネシアが産油国であるがゆえの政府の選択であった。1984年の税制改革を機に、輸出振興政策や内外民間投資促進政策の一環として法人税の減免措置を使用することを停止したことにより、インセンティブはタイ、マレーシア、フィリピンより弱いものとどまっている。これは、インドネシアが低廉労働力をこれら諸国とは比べものにならないほど豊富に擁しており、それが同時に巨大な潜在的国内市場となっていることが背景にあるのであろう。

将来の非石油・ガス産品輸出に関してインドネシアは大きな可能性をもっているが、インドネシア政府は急な輸出増を求めるあまりインセンティブを与えずに資源配分、社会的公正および国益に悪影響を与えることより可能性の緩やかな実現を選択しているようにみえる。

逆に言えば、インドネシアは非石油・ガス産品輸出加速の手段をまだ残しているということである。ただし、タイ、マレーシア、フィリピンが実施していてインドネシアがまだ採用していない政策措置の多くはインドネシアが1983年に放棄した法人税の減免である。

- (1) 輸出産業向け加速償却。(韓国)
- (2) 港湾使用料免除。(フィリピン)
- (3) 対前年比輸出増加額の5%相当額の法人税軽減。(タイ)

- (4) 売上総額に対する輸出比率の半分の比率を課税対象所得から控除。(マレーシア)
- (5) 輸出製品生産に使用された自国産投入財価額の5%相当額を課税対象から控除。(マレーシア)
- (6) 農産物輸出者あるいは国産製造業製品輸出者はFOB輸出額の5%相当額を粗収入から控除。(マレーシア)
- (7) 輸出製品に使用された国産投入財の販売税、付加価値税の還付。ただし、現金による還付ではなく、各種税金支払いに充当できる Tax Credit Certificate を交付するものである。(フィリピン)
- (8) 輸出向け財貨生産のため倉庫およびその他貯蔵施設は産業用建造物控除として初年度10%、以降毎年2%の所得控除。(マレーシア)
- (9) 輸出向け製品製造用の輸入投入財を保蔵するための企業内付設保税倉庫制度。(マレーシア)
- (10) 輸出指向外資系合弁企業の外資出資比率を100%まで認める。(タイ：製品の100%を輸出する場合、マレーシア：80%以上を輸出する場合、フィリピン：n. a.)
- (11) 一定の条件を満たす民間投資には Tax Holiday を与える。(タイ、マレーシア、フィリピン)

今後の輸出振興の手段として、長期的観点から税収増となり、かつ、既存企業が存在しないか、存在しても既存企業との間に不公平競争を来さない業種については、上記の法人税減免に係わる諸措置も再検討されてもよいであろう。

注(1) P 4 BM (Pusat Pengelolaan, Pembebasan dan Pengembalian Bea Masuk, 輸入関税免除・還付管理センター)は大蔵省の新設外局で、その名が示す通りの業務を行なう。

- (2) タイの輸出振興政策についてはアジア経済研究所鷲尾宏明氏等の教示を得た。
- (3) フィリピンの輸出振興政策についてはアジア経済研究所山本一巳氏およびそ

の他の方々から教示を得た。

- (4) 韓国の輸出政策についてはアジア経済研究所奥田聡氏およびその他の方々の教示を得た。